

5 類移行に伴う県対策本部等の取扱い

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく県対策本部

新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「特措法」という。）第22条に基づき設置している現行の兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部（以下、「県対策本部」という。）については、5類感染症への位置づけ変更に伴って政府対策本部が廃止された場合、同第25条の規定に基づき、遅滞なく廃止する。

[参考：新型インフルエンザ等対策特別措置法]

（都道府県対策本部の設置及び所掌事務）

第22条 第15条第1項の規定により政府対策本部が設置されたときは、都道府県知事は、都道府県行動計画で定めるところにより、直ちに、都道府県対策本部を設置しなければならない。

2 都道府県対策本部は、当該都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事務をつかさどる。

（都道府県対策本部の廃止）

第25条 第21条第1項の規定により政府対策本部が廃止されたときは、都道府県知事は、遅滞なく、都道府県対策本部を廃止するものとする。

2 県対策本部廃止後の対応

特措法に基づく県対策本部の廃止後、当面の間（9月末までを目途）は、関係者間の情報共有等を図るため、連絡会議の体制を継続する。

また、急速な感染拡大や新たな変異株の発生に伴い医療体制の逼迫等が見込まれる際には、必要に応じて、危機管理基本指針に基づく新型コロナウイルス感染症対策本部の設置等により対応する。

[参考：危機管理基本指針に基づく新型コロナウイルス感染症への対応体制]

名称	設置者	設置基準等
連絡会議	防災監	当面の間（9月末までを目途）は、関係者間の情報共有等を図るため、連絡体制を継続（構成員：関係課長等）
警戒本部		急速な感染拡大や新たな変異株の発生等により、医療体制の逼迫のおそれがある場合等（構成員：主管部局次長等）
対策本部	知事	急速な感染拡大や新たな変異株の発生等により、医療体制の逼迫が生じている場合等（構成員：各部長等）

3 県民への情報提供等

県対策本部の廃止に伴い、県対処方針も廃止するが、医療提供体制や高齢者施設等における取組、県民への有効な感染対策等に関する情報は、引き続き県ホームページ等で情報提供を行う。

また、次の感染症対策に活かすため、今後、兵庫県新型コロナ対策検証PT(仮称)を立ち上げ、各分野の有識者等の意見も聞きながら、これまでの対策の検証を行う。